## まえばしスポーツクラブ指導者バンク運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、スポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有する 指導者を派遣することにより、中学生のスポーツ活動の促進を図るため、ま えばしスポーツクラブ(以下「クラブ」という。)に、指導者バンク(以下 「バンク」という。)を設置し、適切な指導ができる体制を確立するものと する。

(バンク登録)

- 第2条 バンク登録については、次のとおりとする。
  - (1) 登録の対象者
    - ア 競技団体及び認定団体等が指導力を認め推薦した者
    - イ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
    - ウ 教員免許を有し、運動部活動の指導実績または競技実績がある者
    - エ 部活動指導員及び部活動指導協力者
    - オ クラブが適任と認める者
  - (2) 登録の方法

まえばしスポーツクラブ指導者バンク登録申請書(様式第1号)により申し出があり、クラブの審査に合格した者をバンクに登録する。

(3) 登録期間

登録の期間は登録をした日から1年間とする。

(4) 登録の更新

登録の更新は期間満了日の1か月前までに登録者から登録を更新しない 旨の意思表示がない場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、 その後も同様とする。

(5) 登録事項の変更

登録期間中において、登録内容に変更が生じた場合は直ちにクラブに連絡をする。

(活用と処遇)

- 第3条 バンク登録者の活用と処遇については、次のとおりとする。
  - (1) 指導者の照会

ア 派遣希望団体は、原則として指導を受けようとする期日の1か月前まで に、メールまたは電話でクラブへ要請する。

イ クラブは、要請に応じてバンク登録者を選出し、派遣希望団体の要請内 容の連絡と受諾の可否を確認する。また、内定した内容を派遣希望団体に 連絡をする。

ウ 指導者に対する報酬は、クラブが負担する。なお、報酬額については1 時間1,800円とし、クラブは、所得税の源泉徴収及び納税を行うも のとする。

## (2) 指導

ア 派遣希望団体と依頼を受けた指導者は、必要に応じて十分な打ち合わせ を行い、円滑で効果的な指導が行えるようにする。

イ 指導者は、傷害等の防止に十分留意して適切な指導を行う。

ウ 指導者は、指導終了後の翌月10日以内に指導報告書(様式第2号)を クラブに提出する。

## (3) 指導に伴う保険

指導者は、クラブが加入するスポーツ傷害保険、賠償責任保険を適用する。ただし、参加者の怪我又は事故等については、派遣希望団体が加入する。

## (4) 指導者情報の掲載

ア バンク登録者のうち、希望者を対象とし、バンクの利用促進を目的に、 クラブが効果的であると認めた媒体に指導者の情報を掲載することがで きる。

イ 指導者情報掲載申請書 (様式第3号) により、掲載を希望する事項を 申し出ることで情報の掲載に同意したこととする。

ウ 掲載事項に変更が生じた場合や、掲載事項の削除を希望する場合、指 導者情報掲載事項変更・削除申請書(様式第4号)にて申し出ることで 掲載情報の変更及び削除をする。

(登録の抹消)

第4条 指導者がバンクの登録者として不適当と認められた場合は、クラブは その指導者の登録を抹消することができる。

附則

この要項は、令和6年7月9日から施行する。